

# 固定価格買取制度に基づく地域活用要件に関するヒアリング調査について

令和6年3月25日

(一社) 福島県再生可能エネルギー推進センター

固定価格買取制度における地域活用要件が2020年4月(小規模太陽光※1)及び2022年4月(小規模水力・小規模地熱・バイオマス※2)から設定されていますが、制度スタート以降、事業者からは「どのような内容で計画したらよいか」等の質問が寄せられるなど対応に苦慮する声が出ています。そのため、県内事業者や自治体等に対して固定価格買取制度に基づく地域活用要件を活用した再エネ事業の検討状況等のヒアリングを行い、その結果を公表し、参考にしていただくことを目的として調査を行いました。

※1 低圧太陽光(10-50kW)

※2 2022年度の地域活用要件の設定規模:1,000kW未満の地熱・中小水力(2023年度も同じ)、10,000kW未満のバイオマス(2023年度は2,000kW未満)

## 1 地域活用要件について

FIT制度の地域活用要件の考え方として、需要地に接近して柔軟に設置できる電源や地域に賦存するエネルギー資源を活用できる電源については、**災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消**に資するよう、電源の立地制約等の特性に応じ、**FIT認定の要件**として、**自家消費や地域一体的な活用を促す地域活用要件**が設定されています。

(資源エネルギー庁「FIT制度における地域活用要件について」P13より引用)

以下の電源にはFIT認定基準として地域活用要件が設定されています。

事業用太陽光 (10-50kW)	▷ 自家消費型の要件設定
陸上風力 地熱 中小水力 バイオマス	▷ 自家消費型・地域消費型及び地域一体型の要件設定  ▷ 地域活用要件を設定する規模 陸上風力 50kW 未満 (リプレースは 1,000kW 未満) 地熱 1,000kW 未満 中小水力 1,000kW 未満 バイオマス 2,000kW 未満

(出典: 資源エネルギー庁 再生可能エネルギーFIT・FIP制度ガイドブック 2023年度版 P17)

## < 陸上風力・地熱・中小水力・バイオマスに設定される地域活用要件 >

以下の①～⑥のいずれか1つを満たすことが必要になります。(新設・リプレースを問わない)

### 自家消費・地域消費型

- ① 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電力量の少なくとも3割を自家消費するもの。すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者へ供給するもの。

- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要になります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、記録を行う必要があります。

- ② 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電力量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給するもの。

- ▶ 当該小売電気事業者または登録特定送配電事業者が小売供給する電力量全体のうち50%以上を発電設備が所在する都道府県内に小売供給していることが求められます。
- ▶ 当該小売電気事業者または特定登録送配電事業者の協力により、小売供給の状況がわかる書類等を提出することが求められます。

- ③ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電力量の少なくとも1割を自家消費、すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者へ供給するもの。

- ▶ 熱を常時利用する構造を有していることを確認するため、構造図において熱(蒸気や熱水)を供給する導管を示す、ヒートバランスを示すなどが求められます。また、①と同様に発電した電気の自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要になります。
- ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
- ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。

### 地域一体型

- ④ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義(第三者との共同名義含む)の取り決めにおいて、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体への供給が、位置付けられているもの。

- ▶ 当該取り決めには発電設備に係る基本情報(発電事業者名、所在地等)が記載されており、災害時を含む電気または熱の供給先・供給方法が定められている必要があります。
- ▶ 地方公共団体の防災計画等を始め、個別の協定書など、取り決めの形式は問いません。
- ▶ 当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含みます。

- ⑤ 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資するもの。

- ▶ 地方公共団体が自ら認定事業者となる場合、又は当該発電事業の認定事業者が地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものに出資を受けている場合が当てはまります。

- ⑥ 地方公共団体が自ら事業を実施又は直接出資する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するもの。

- ▶ 再生可能エネルギー電気特定卸供給契約の相手が、地方公共団体が事業を実施している小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者である場合、又は地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものに出資を受けている小売電気事業者若しくは登録特定送配電事業者である場合が当てはまります。

注1：沖縄地域・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めません。

注2：地域活用要件を満たさなくなった場合は、別の地域活用要件への変更認定を申請頂くか、FIP制度の対象となり得る場合はFIP制度への移行認定を申請いただくか、または、認定基準違反により改善命令・認定の取消し対象となります。

注3：⑤・⑥については地方公共団体の主体的な関与が重要です。地方公共団体が出資するにあたっては、一定の意思決定プロセスを経ているものと考えられることから、FIT認定にあたっては、当面は出資額の多寡は問いません。

(出典：資源エネルギー庁 再生可能エネルギーFIT・FIP 制度ガイドブック 2023 年度版 P18)

## 2 県内事業者や自治体等に対するヒアリングについて

県内事業者等を対象に、地域活用要件を設定する再エネ事業の検討状況について、ヒアリング調査を実施しました。

### (1) 県内事業者・自治体等へのヒアリングについて

地域活用要件を設定した再エネ事業の計画等を有する可能性のある県内事業者・自治体・土地改良区に、自家消費・地域消費型、地域一体型要件を活用した再エネ事業の検討状況等のヒアリングを行いました。

なお、今回のヒアリングは、検討段階の内容も含めて事業者から聞き取りを行ったものであり、地域活用要件として確定しているものではありません。

対象	県内で地域活用要件を活用した再エネ事業を検討している可能性がある事業者 15 者、自治体 4 者、土地改良区 3 者
----	------------------------------------------------------------

### ○ヒアリング内容

#### ・事業者

- ① 今後の再エネ事業計画の展望
- ② 地域活用要件を設定する事業の検討状況
- ③ 地域活用要件について内容及び検討状況

#### ・自治体、土地改良区

- ① 事業者等からの相談等による地域活用要件に関する事業計画の内容及び検討状況（自治体等が主体となる場合も含む）
- ② 事業に対する自治体等の関与について
- ③ 事業による自治体等のメリットについて

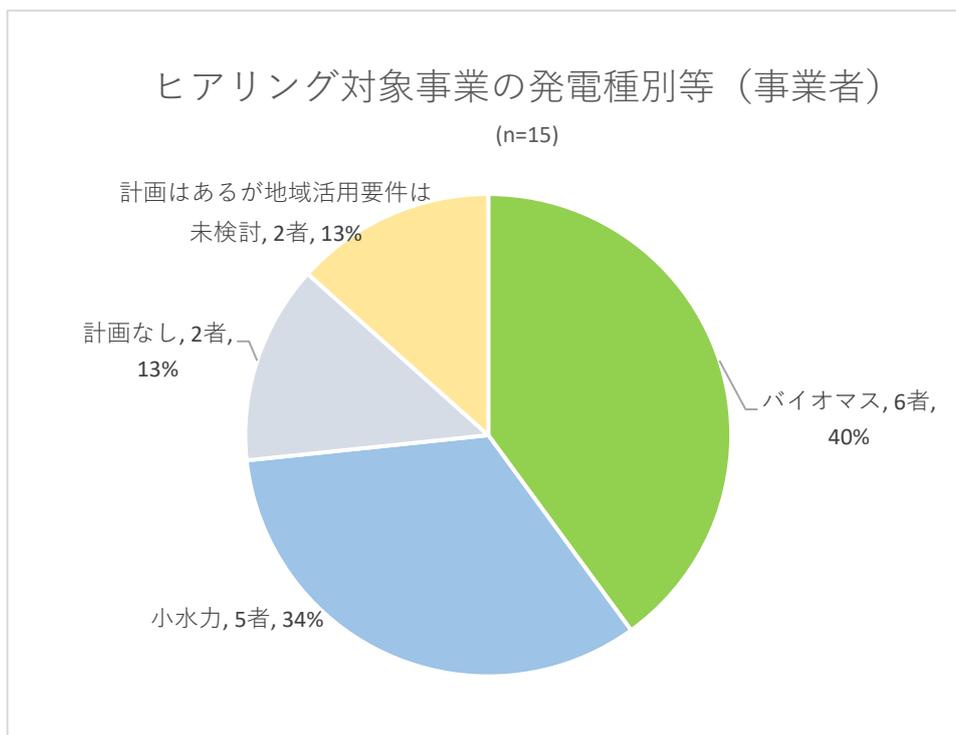
### ○ヒアリング結果

#### (1)-1 県内で地域活用要件を活用した再エネ事業を検討している可能性がある事業者へのヒアリング

県内で地域活用要件を活用した再エネ事業を検討している可能性がある事業者※にご協力いただき、ヒアリングを行いました。

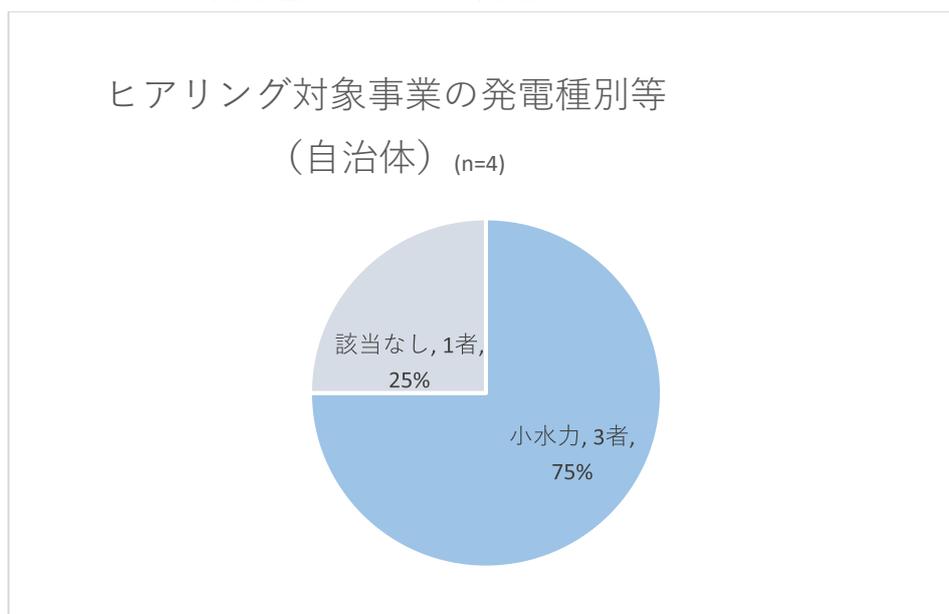
ヒアリングを実施した中で、地域活用要件の検討が進められている事業は、バイオマス発電、小水力発電でした。他は、発電事業の計画はあるが検討は進んでいないもの、計画なしのものでした。

※事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2023 年 3 月 31 日時点の情報及び当センターが入手した情報から、地域活用要件を活用した再エネ事業を検討している可能性がある判断できる事業者等を選定



#### (1)-2 自治体へのヒアリングについて

R5 年度当初、県エネルギー課が県内自治体の再エネ担当課に対し、アンケート（再生可能エネルギーに関する計画等及び導入に関する調査）を実施し、その回答の中で「FIT 制度における地域活用要件（地域一体型要件）に関する相談や計画の有無」について、相談または計画が「ある」とした市町村 4 者にヒアリングを行いました。相談や計画があった発電種別は、小水力発電のみでした。



### (1)-3 土地改良区へのヒアリング

土地改良区が管理している水路等を活用しての小水力発電事業の提案を事業者から受けている可能性がある県内の土地改良区3者にヒアリングを行いました。いずれも事業者から提案を受けてはいないという状況でした。

## 3 全国の事例等の調査について

### (1) 県外事業者等へのヒアリングについて

地域活用要件を設定する再エネ事業の計画等を有する可能性のある県外事業者6者※に、自家消費・地域消費型、地域一体型要件を活用した再エネ事業の検討状況等のヒアリングを行いました。

(ヒアリング内容は、2(1)と同様)

※事業計画認定情報 公表用ウェブサイト 2023年3月31日時点の情報から選定

対象	県外事業者6者
----	---------

県外事業者6者のうち3者からご協力いただき、ヒアリングを行いました。  
地域活用要件の検討が進められている事業は、バイオマス発電や小水力発電でした。

## 4 まとめ

ヒアリング結果から明らかになったことは以下のとおりです。

### (1) 小水力発電の地域活用要件について

ヒアリングを実施した中で、地域活用要件の検討等が行われている県内5事業の全てで、〈地域一体型〉④(災害時等を含む電気又は熱の地方公共団体への供給)が選択されています(うち、1事業は〈地域一体型〉⑤(地方公共団体が直接出資)についても同時に検討するとしています)。

その多くは、主に災害時に電気を避難所等へ供給することを想定しています。

なお、具体的な計画はないものの候補地を探している事業者からは、地域活用要件は厳しい内容で、これがあると事業性が厳しくなる等の意見がありました。

### (2) バイオマス発電の地域活用要件について

ヒアリングを実施した中で、地域活用要件の検討等が行われている7事業(県内5事業、県外2事業)のうち、3事業が〈自家消費型・地域消費型〉③(発電設備により算出された熱を常時利用する構造を有し、かつ、発電した電力の少な

くとも1割を自家消費)を選択、2事業が〈地域一体型〉④(災害時等を含む電気又は熱の地方公共団体への供給)を選択、2事業が〈地域一体型〉⑤(地方公共団体が直接出資)を選択と、対応が分かれました。

バイオマス発電の場合は様々な地域活用要件の選択が行われていますが、小水力発電の場合は〈地域一体型〉④(災害時等を含む電気又は熱の地方公共団体への供給)に集中していることについて、以下の理由が考えられます。

- ・バイオマス発電の場合は、構造上、熱が発生し、また、平地に立地することが多いことから、熱を活用する他事業との連携が比較的容易で、また、同時に求められる電気の自家消費の割合も1割以上と比較的小さいため、〈自家消費型・地域消費型〉③(発電設備により算出された熱を常時利用する構造を有し、かつ、発電した電力の少なくとも1割を自家消費)は有力な選択肢になっているものと思われます。
- ・また、バイオマス発電で〈地域一体型〉⑤(地方公共団体が直接出資)を選択した2事業については、1つは発生熱の行政施設での利用等が期待できるもので、また、もう1つは広域市町村圏整備組合のごみ焼却施設で行う発電事業であるなど、行政側のメリットや関連性が明らかなものでした。
- ・一方、小水力発電の場合は、構造上、熱の発生はないため、自家消費により要件を満たそうとする場合は3割以上の自家消費が必要となりますが、山中での立地が多いこと等もあり、事業性が厳しいと判断して、〈自家消費・地域消費型〉①(発電した電力の少なくとも3割を自家消費)を選択する事業者がなかったものと思われます。
- ・また、小水力発電の場合は、バイオマス発電と異なり、行政との関連性を有する事業の構築が容易ではない面もあり※、〈地域一体型〉⑤(地方公共団体が直接出資)とすることも難しく、結果として選択肢が限られ、〈地域一体型〉④(災害時等を含む電気又は熱の地方公共団体への供給)を選択する事業者が多かったものと推察されます。

※熱の発生がないため、行政施設への熱の供給が不可能であったり、電気特定卸供給を地方公共団体が出資する小売電気事業者等に行おうとしてもその対象は極めて限られるなど。

この調査結果により明らかになったことは、今後、事業者が地域活用要件を設定する再エネ事業を計画・推進していくに当たっては、早い段階からどの地域活用要件を活用するか具体的な検討を行い、その可能性を探ることが重要であるということです。具体的には次の2点です。

- ・発電所の立地について

立地においては、発電に適した場所であるかや、周辺環境への配慮といった従来からの観点のみならず、想定する地域活用要件に適合する場所であるかについても十分に配慮して、計画を策定することが重要です。（発電種別により馴染みやすい地域活用要件に違いがあることに注意する必要）

- ・自治体との連携、関与について

地域一体型（災害時を含む電気又は熱の自治体への供給、自治体からの出資等）の選択も考慮する場合は、早い段階から自治体との連携を図り、自治体の考え方を十分に把握したうえで、防災計画との連携等、計画を策定することが重要です。